

令和7年分 予定納税について

税務署



この説明書は、予定納税が必要な方に対して、
予定納税額の計算や減額申請の手続など、予定
納税に関する一般的な事項を説明したものです。

確定申告では、予定納税額の記載を忘れずに！！

令和7年分の確定申告の際には、今回通知した予定納税額の合計欄の金額を確定申告書に忘れずに記載して申告してください。

※ 記載がない場合は、納める税金が過大に計算されてしまいます。

○ 令和7年分の確定申告※1において、予定納税額の通知書の予定納税額の合計欄の金額※2を確定申告書に記載し、申告する必要があります。

※1 令和7年分の確定申告の相談と申告書の受付は、令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）までです。

※2 減額申請書を提出して承認された場合は、減額後の金額となります。

○ 令和7年度税制改正における基礎控除の引上げや特定親族特別控除の創設については、予定納税額の計算上、考慮されていません。これらの基礎控除の引上げ等は、確定申告の際に考慮され、最終的な年間の所得税額において精算されます。

○ この説明書は、令和7年6月1日現在の法令に基づいています。

税務署から送付される「予定納税額の通知書」の表示例

〇〇市△△町×××××

国税 太郎 様

令和7年6月13日

〇〇 税務署長

税務署長の氏名の記載及び署名捺印の押印は省略してあります。

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和7年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

●予定納税について
あなたの令和7年分の予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。
予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の④の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和7年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。
※予定納税基準額は、181,800 円です。

予定納税額	第1期分	第2期分	合計
	60,600 円	60,600 円	121,200 円

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用
支 店 番 号 〇△銀行△△支店

予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

確定申告書への記載例

の 計 算	災 害 減 免 額	④③	
	再差引所得税額(基準所得税額) (④② - ④③)	④④	1 8 4 1 0 0
	復 興 特 別 所 得 税 額 (④④ × 2.1%)	④⑤	3 8 6 6
	所得税及び復興特別所得税の額 (④④ + ④⑤)	④⑥	1 8 7 9 6 6
	外国税額控除等	区分 ④⑦ ～④⑧	
	源 泉 徴 収 税 額	④⑨	
	申 告 納 税 額 (④⑥ - ④⑦ - ④⑧ - ④⑨)	④⑩	1 8 7 9 6 6
	予 定 納 税 額 (第1期分・第2期分)	④⑪	1 2 1 2 0 0
	第 3 期 分 の 税 額 (④⑩ - ④⑪)	納める税金 ④⑫ 還付される税金 ④⑬	6 6 7 0 0

※確定申告書のイメージです。
実際の様式と異なる場合があります。

I 予定納税について

予定納税とは、一定の要件を満たす方が、令和7年（以下「本年」といいます。）分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。

1 予定納税

予定納税は、予定納税基準額が15万円以上となる方について、その方が一時に税金を納付した場合の負担感を緩和することや、国の歳入を平準化する目的から、法令の規定上、本年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないとされている制度です。

確定申告において、確定申告書で計算した本年分の税額から予定納税額を差し引くことで、税額の過不足分を精算することになります。

2 予定納税基準額

予定納税基準額は、原則として、本年の5月15日現在で確定している令和6年（以下「前年」といいます。）分の所得税等の申告納税額と同じ金額になります。

ただし、次の(1)～(3)に該当する場合には、予定納税額の通知書の「予定納税基準額の計算の基礎」において計算した金額が予定納税基準額となります。

- (1) 前年分の所得金額のうちに、山林所得や退職所得などの分離課税の所得（上場株式等の配当所得等を除きます。）や譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得が含まれている場合
- (2) 前年分の確定申告において、外国税額控除の適用を受けている場合
- (3) 前年分の確定申告において、災害減免法に基づく所得税の軽減免除の適用を受けている場合

3 予定納税額（第1期分・第2期分）

予定納税額は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分及び第2期分として2回納付することになります。

4 特別農業所得者の特例

特別農業所得者の方の予定納税額については、予定納税基準額の2分の1の金額を、第2期分として1回のみ納付することとされています。

II 予定納税額の納付について

予定納税額は、納付の期限までに納付していただく必要があります。
納付期間等について、以下のとおりご案内します。

1 振替納税をご利用の方

予定納税について、振替納税をご利用の方は、

- 第1期分は令和7年7月31日
- 第2期分は令和7年12月1日

に、あなたが指定した金融機関（予定納税額の通知書の「振替納税利用金融機関名」欄に記載された金融機関）の預貯金口座から自動的に引き落とされます。

確実に振替納税できるよう、前日までに預貯金残高をご確認ください。

※ 振替納税では、領収証書は発行されません。

※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続が必要となります。

なお、転居等により所轄の税務署が変わった方で、①所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の「振替継続希望」欄に○を記入して提出している場合又は②異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出している場合は、新たに振替納税の手続は不要です。

2 振替納税をご利用でない方

予定納税について、振替納税をご利用でない方は、

- 第1期分は令和7年7月1日から同年7月31日まで
 - 第2期分は令和7年11月1日から同年12月1日まで
- の期間内に、納付手続を行ってください。

予定納税の納付には、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる振替納税が便利です。振替納税の利用には振替依頼書の提出が必要です。振替依頼書は、オンライン（e-Tax）により提出することも可能です（金融機関届出印や電子証明書は不要です。）ので、ぜひご利用ください。



振替納税の
ご案内はこちら

(1) キャッシュレス納付について

振替納税以外にも、ダイレクト納付（e-Taxによる振替納税）、インターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付などの「キャッシュレス納付」がご利用いただけますので、ぜひご利用ください。



キャッシュレス
納付のご案内は
こちら

(2) 納付書による納付について

同封の納付書で金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。予定納税額が30万円以下の場合、同封のバーコード付納付書によりコンビニエンスストアで納付できます。

なお、クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方には、納付書を同封していません。

第2期分の納付書は、次の方を除き後日送付します。

- ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方
- ・ダイレクト納付の届出を提出している方

納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 土・日・祝日等は、金融機関及び税務署窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

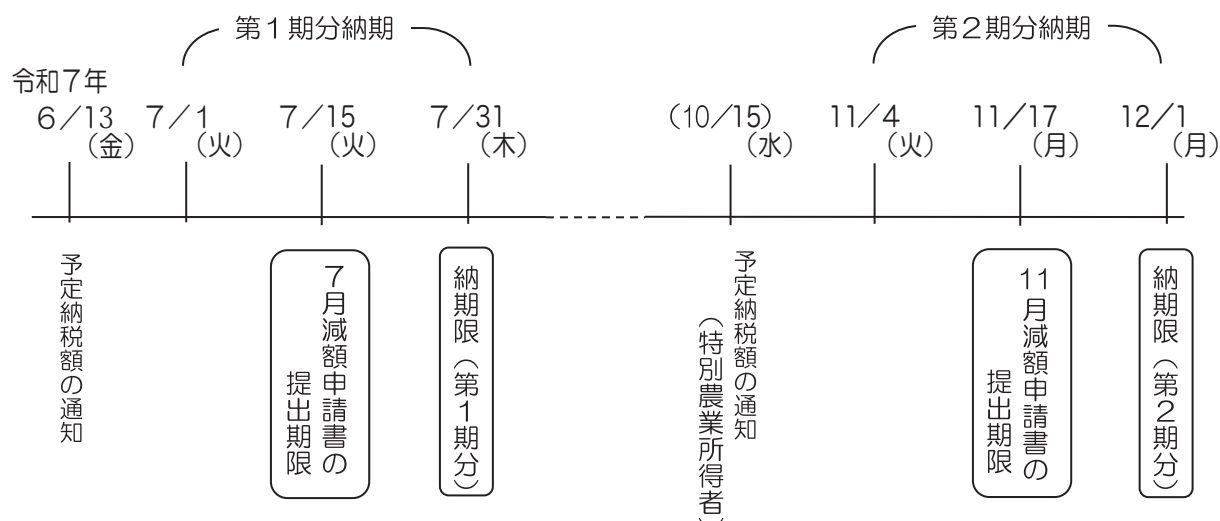
※ 納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方の残高不足等により引き落とされなかった場合は、それぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。このような場合は、金融機関又は税務署の窓口で、本税と併せて延滞税を納付してください。

（注） 延滞税の詳細については国税庁ホームページをご覧ください。

Ⅲ 予定納税額の減額申請について

予定納税が必要な方のうち、廃業、休業、業況不振、災害などのため、本年分の所得に対する税金が、予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる方などは、予定納税額の減額を税務署に申請することができます。

※予定納税額の納期限及び減額申請書の提出期限



1 予定納税額の減額申請ができる場合

例えば、次の(1)～(4)のような場合で、本年分の申告納税見積額が、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

- (1) 廃業や休業、失業をした場合
- (2) 業況不振などのため、本年分の所得が前年分の所得よりも明らかに少なくなると見込まれる場合
- (3) 災害や盗難、横領により事業用資産や山林に損害を受けた場合
- (4) 次の①から⑤のように、本年分の所得控除額や税額控除額が前年分と比較して増加する場合※
 - ① 災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けたなどにより雑損控除を受けられる場合
 - ② 多額の医療費を支出したため、医療費控除を新たに受けられる場合や前年よりも医療費控除額が増加する場合
 - ③ 配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除を新たに受けられる場合や、これらの控除の対象となる人が増加した場合
 - ④ 社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除の控除額が増加する場合や、一定の寄附金を支出したため寄附金控除を受けられる場合
 - ⑤ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除や政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅等新築等特別税額控除などを新たに受けられる場合や、これらの控除額が増加する場合

※ 令和7年度税制改正における基礎控除の引上げや特定親族特別控除の創設については、申告納税見積額の計算上、考慮されませんので、(4)の所得控除額が前年分と比較して増加する場合には含まれません。

なお、(1)～(4)以外の場合であっても、特殊な事情が生じたことにより、予定納税額の減額を申請することができる場合があります。

2 減額申請の手続

「所得税及び復興特別所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書」(以下「減額申請書」といいます。)を作成の上、以下の提出期限までに税務署へ提出してください(詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。)



左記のサイトは
上のコードから
ご覧になれます。

(1) 7月の減額申請

本年6月30日の現況により、申告納税見積額を計算し、令和7年7月15日(火)までに、減額申請書を提出してください。

(2) 11月の減額申請

本年10月31日の現況により、申告納税見積額を計算し、令和7年11月17日(月)までに、減額申請書を提出してください。

※ 申告納税見積額の計算方法については、国税庁ホームページに掲載の減額申請書の裏面をご覧ください。

3 災害減免法による減額申請

次の要件の全てに該当する場合に、災害減免法による減額申請ができます。

- ① 7月1日以後の震災、風水害、火災などの災害により、住宅や家財に損害を受けたこと。
 - ② その損害額(保険金などで補填される金額を除きます。)が住宅や家財の価額(時価)の2分の1以上であること。
 - ③ 本年分の所得金額が1,000万円以下であると見込まれること。
- この減額申請は、災害を受けた日から2か月以内に行ってください。

4 減額申請に対する承認等の通知

減額申請書を提出された場合には、税務署において、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定して書面でお知らせします。

※ 予定納税額の減額申請書をe-Taxで提出される方のうち、税務署から送付される減額申請の承認通知書等の「電子交付」を希望した方については、減額申請の承認通知書等をe-Taxにより受け取ることができます。

国税庁ホームページでは、「予定納税額の通知書」の概要を英語でご案内しています。

On National Tax Agency website, we provide an overview of
“Notice of the amount of estimated tax prepayment”.



左記のサイトは
上のコードから
ご覧になれます。